

イスラーム銀行の発展と銀行をめぐる問題 既存の体制との矛盾と高利回りへの志向

著者	福田 安志
権利	-
雑誌名	イスラム世界
巻	66
ページ	74-96
発行年	2006-03
出版者	日本イスラム協会
URL	http://hdl.handle.net/2344/546

イスラーム銀行の発展と銀行をめぐる問題 —既存の体制との矛盾と高利回りへの志向—

福田 安 志

1. はじめに

中東やアジアのイスラーム諸国では、1970年代以降、イスラーム銀行が各地で設立された。イスラーム銀行・金融機関は年を追うごとにその数を増やし、1983年には世界で34行であったが、2005年には280行、預金高は合計で4000億ドルになったとされる。

イスラーム銀行は、イスラームで利子の取得が禁じられていることを踏まえて設立された銀行であり、特徴として、預金や貸付などの金融取引から利子を排除して金融業務を行っていることと、イスラームの理念に従い金融業務を行おうとしていることが挙げられる。利子を排除するために、イスラーム銀行では、ムダーバ(muḍārabā)、ムシャーラカ(mushāraka)、ムラーバハ(murābaḥa)、イジャーラ(ijāra)などの無利子の金融手法が用いられている。

アラブ首長国連邦のシャルジャ・ナショナル銀行(Masrif al-Shāriqa al-Watāni, National Bank of Sharjah)は、2002年7月1日に通常の銀行からイスラーム銀行に業態を転換した⁽¹⁾。その際の最大の変更点は利付きの金融をやめたことで、株式会社としての会社形態などについては大きな変更はなかった。イスラーム銀行であるかどうかを決める最も重要なポイントは利付きの金融を行なっているかどうかである。なお、マレーシアのイスラーム銀行では利用者の半数前後は中国系住民などの非イスラーム教徒で占められており、イスラーム銀行はイスラーム教徒のみが利用する銀行というわけではない点は注意を要しよう。

利子を排除しイスラームの理念に従った金融、つまりイスラーム金融は、現在では、イスラーム銀行以外にもその分野を広げ、株式投資、投資信託、不動産金

融、保険、各種ファンド、社債など、多様な分野でイスラームの原則に基づいた金融活動が行われている。

このようにイスラーム銀行は拡大発展を続けているが、構造的な課題をいくつも抱えている。本稿では、まず、研究状況とイスラーム銀行の発展について俯瞰し、その上で、イスラーム銀行の設立・拡大によって既存の金融システムとの間でどのような問題が起きたかという点についてサウジアラビアを例として検討し、また、銀行自体が抱える問題として、ムラーバハ金融の拡大など「高利回り」の問題について検討する。

なお、本稿では、筆者が2004年9月に実施したクアラルンプールとドバイでのイスラーム銀行へのインタビュー調査で得られた情報なども適宜用いて分析を行った⁽²⁾。

2. 研究状況

イスラーム銀行についての研究は、イスラーム銀行の設立が相次ぎイスラーム銀行への関心が高まったのを受けて活発になり、1980年代から90年代にかけて論文や研究書が数多く発表されている。それらの研究は、大別すると、理論やイスラーム法に重点を置いたものと、イスラーム銀行の具体的事例についての紹介を目的とするものに分けられる。

理論やイスラーム法について研究した文献としては、Graham & TrotmanからArab & Islamic Law Seriesとして出された一連の文献などがある⁽³⁾。それらの中では、リバー(ribā, 利子)の禁止についての各マズハブ(イスラーム法学派)や法学者による解釈や定義、投機につながる金融行為を規制する規定であるガラル(gharar, 不確定性・リスク)の禁止についての解釈や定義、イスラーム金融の基本的な手法であるムダーバ、ムシャーラカ、ムラーバハなどの理論と仕組みなどが述べられている。近年は、実務に沿った形で理論や運用について説明した文献も増えてきている⁽⁴⁾。

具体的事例を紹介した文献では、イランやパキスタンなどの特定の国や個別の銀行が取り上げられている。IMFが刊行した“Islamic Banking”⁽⁵⁾では、イラン革命後国家としてイスラーム金融を導入したイランと、1977年に登場したジア・ウルハック政権の下で国家として金融のイスラーム化を図ったパキスタンの例が取り上げられている。また、マレーシアなどの東南アジアの状況を紹介した文献

もいくつか刊行されている⁽⁶⁾。個々の銀行について言及している文献としては、アル・バラカ (Al-Baraka) 系の銀行やファイサル・イスラーム銀行 (Faysal Islamic Bank) などを取り扱った "Islamic Banking" ⁽⁷⁾ などがあ

また、イスラーム諸国会議機構の下部機関として1975年にジェッダを本部として設立されたイスラーム開発銀行 (Al-Bank al-Islāmī lil-Tanmiya, The Islamic Development Bank, IDB) ⁽⁸⁾ を取り扱った文献も出版されている。イスラーム開発銀行は、インフラ整備などの開発プロジェクトや貿易活動への融資を通し、イスラーム諸国の経済開発に寄与することを目的に設立されたものであり、各国のイスラーム銀行にも一定の影響を与えてきた。

日本でも1980年代から90年代にかけて、いくつかの研究が行なわれている。代表的なものとしてはパキスタンのイスラーム金融についての研究を行なった山中一郎の論文と、マレーシアのイスラーム銀行についての桑原尚子の論文が挙げられる⁽⁹⁾。また、イスラーム銀行やイスラーム金融に関する報告書や翻訳などもいくつか刊行されている⁽¹⁰⁾。

このように、1980年代以来、主に海外で多数の論文や研究書が出版されている⁽¹¹⁾。それらの先行研究により、イスラーム金融の理念や金融方法の原理、イスラーム金融にかかわるイスラーム法の規定などについては、ある程度明らかにされている。

しかし、イスラーム銀行の資金運用の実態や銀行が抱える問題などについてはあまり明らかにされていない。その背景には、①イスラーム銀行に関する情報の不足があり、資金運用の詳しい実態を示した資料がほとんど存在しないこと、②イスラーム銀行自体も金融業務の実態に関わる情報の開示には積極的ではないこと、③海外で刊行された論文や文献のなかにはイスラーム教徒によって書かれた文献が多く、イスラームの視点から論述され、イスラーム銀行の問題点や課題に触れようとする文献も多いことが挙げられる。

このように、イスラーム銀行に関する資料や情報の少なさや批判的視点からの研究の欠如などが、イスラーム銀行の実態や問題点を分かりづらくしている。また、株式投資、保険、債券など、近年急速に拡大しているイスラーム銀行以外のイスラーム金融については、研究は少ない。イスラーム金融が地理的・業態的に幅を拡大し、イスラーム教徒の枠を超え各国そして世界の金融と経済に影響を与えるようになっている現在、イスラーム金融に関するいっそうの研究、とりわけ

批判的視点からの研究が必要とされている。

3. 利子の禁止と歴史上のイスラーム金融

利子(利息)の禁止はコーランとスンナ(ハディース)に基づく。コーランは「アッラーは商売はお許しになった、だが利息取りは禁じ給うた」と記している(コーラン第2章275節)⁽¹²⁾。イスラームは商業都市メッカで創唱されたため商業などの経済活動には肯定的である。コーランでは利子禁止の理由については明示されていないが、コーランで利子(ribā)⁽¹³⁾が禁じられているのは、預言者ムハンマドの時代に高利貸しが行われ、それへの批判があったことが背景にあるものと考えられる。当時の経済状態も背景にあったものと考えられ、また、ユダヤ教の影響などが指摘されることもある⁽¹⁴⁾。

利子の禁止について、現代のイスラーム教徒によって記された研究書などでは、利子は、不労所得であり、搾取の手段となり、貧富の差を拡大するため、利子が禁止されていると説明されることがある。そこでは、利子は「不正」な存在であり、社会に害悪をもたらすものであると見られている。しかし、イスラーム銀行の視点からは、そうした後の時代の解釈よりも、何よりも重要なことはイスラームの聖典コーランのなかで利子の禁止が記されていることであり、そのことは、その後のイスラーム教徒の金融活動に大きな影響を与えることとなった。

利子の禁止により金融業を営むことが困難になったイスラーム教徒に代わって、歴史上はユダヤ教徒、キリスト教徒、ヒンズー教徒など、非イスラーム教徒が金融業を行うことが多かった。一方で、イスラーム教徒の間では利子を避けた金融手法が用いられることもあった。キャラバン貿易などで行われていたムダーラバと呼ばれる資金調達方法(投資家が資本を出し、その資本を事業者が用いて事業を行ない、収益を分け合う)などには、現代の、イスラーム銀行の金融手法と通じるものがある。また、今日、イスラーム金融の中心的な手法となっているムラーバハ(物品の売買を介在させる金融手法)については、20世紀初頭のアラビア半島のマスカトで行なわれていたことが記録に残されている⁽¹⁵⁾。

これらの事実は、歴史上のイスラーム世界では、利子を取ることに制約があっても、様々な形で金融活動が行なわれていたことを示している。また、イスラーム的な金融手法も古い時代から用いられており、現代のイスラーム銀行で用いられているイスラーム金融の基本的な手法も、歴史のなかで作られてきたもので

あることが理解されよう。

近代になると、中東では利子付の金融業務を行なうヨーロッパ型の普通銀行が各地に開設され、金融業の中心となっていく。そうしたなかで、イスラームの側からも、低利の利付き金融を認めようとする動きが出てくる。エジプトではムハンマド・アブドゥが1901年にファトワーを出し、郵便局の貯金について利子の支払いと受け取りを認めている⁽¹⁶⁾。金利を認めようとする考えは通常型の銀行の受容につながるが、現代のイスラーム銀行は、低利であっても金利は認めないとする考えに基づいてその仕組みがつけられている。

利子付の金融が拡大してくるなかで、無利子の近代的金融機関を設立しようとする動きも出てくる。それは、人々のイスラームへの回帰の動きと重なって、後に、イスラーム金融の大きな流れを生み出すこととなった。

それは、第二次世界大戦後に具体的な動きとなった。1963年にエジプトのミート・ガムル(Mit Ghamr)⁽¹⁷⁾で地方貯蓄銀行(1967年まで活動)が設立され、無利子の預金と貸付が行なわれていた。パキスタンでは、1950年代の末に、失敗に終わったが、農民向けに無利子による貸付を建前とする小規模な融資機関が作られたことがあったとされる⁽¹⁸⁾。また、マレーシアでは、1969年に設立された巡礼業務を取り扱う公的機関が、巡礼予定者の資金を受け入れて基金を作りイスラーム金融機関のさきがけとなったとされる⁽¹⁹⁾。エジプトでは、その後1971年に政府の下にある公的な金融機関としてナーセル・ソーシャル銀行(Nasser Social Bank,⁽²⁰⁾ 1972年営業開始)が設立され、イスラーム金融を始めている。

4. イスラーム銀行の設立とその発展

本格的なイスラーム銀行が設立されるのは1970年代半ば以降のことである。1970年代になると、イスラーム諸国ではいわゆるイスラーム復興の流れが強まり、政治、経済、社会面でイスラームの影響力が拡大し、イスラーム銀行設立の動きを後押しすることとなった。折から、1973年のオイルショック後、多額の石油収入を得た湾岸産油国の金融面での活動が強まっており、この時期のイスラーム銀行の設立では、湾岸アラビア諸国(後のGCC諸国)、あるいはその出身者が中心的な役割を担うこととなった。

まず、アラブ首長国連邦のドバイで、1975年にドバイ・イスラーム銀行(Bank Dubai al-Islāmī, Dubai Islamic Bank)が設立され、初めての本格的なイスラーム

銀行となった⁽²¹⁾。ドバイ・イスラーム銀行は、ドバイの実業家のSa'id Aḥmad Lūtāhによって株式会社として設立され、ドバイ首長国政府とクウェート政府も出資(それぞれ資本金の20%, 10%)した。ドバイ・イスラーム銀行は多くの顧客を集め、2004年末には総預金額263億ディルハム(約72億ドル)となり、アラブ首長国連邦の国内に22の支店を持つ⁽²²⁾。

続いて、サウジアラビア人のMuḥammad b. Faiṣal (1937年、ターイフ生まれ)が中心になって、エジプトにエジプト・ファイサル・イスラーム銀行(Faisal Islamic Bank of Egypt, 1979年営業開始)が設立され、スーダンにもスーダン・ファイサル・イスラーム銀行(Faisal Islamic Bank of Sudan)が設立された。Muḥammad b. Faiṣalはファイサル・サウジアラビア国王の息子で、アメリカのカルフォルニアで大学教育を受け、帰国後、サウジアラビア通貨庁(SAMA)や農水省などでポストを得た。1972年にファイサル国王によってイスラーム金融制度導入のための調査グループの長に任命され、イスラーム金融への関心を深めた。1975年のファイサル国王の死後に政府の役職を離れ、エジプトの実業家Ibrahīm Kāmil(エジプトのダカフリーヤ生まれ。エジプト、フランスの大学で教育を受ける。建築学博士)などと協力して、エジプト・ファイサル・イスラーム銀行を設立したのである⁽²³⁾。ファイサル銀行の名前は、ファイサル国王に由来し、同国王が果たしたイスラーム世界への貢献を讃える目的があったとされる。

Muḥammad b. Faiṣalは、1981年にバハマにDar al-Mal Islamic Trust(アラビア語ではダール・アル・マール・アル・イスラミー-Dār al-Māl al-Islāmī, 以下DMIと略す)を設立し、同年にスイスのジュネーブにその子会社を設立し、そこを系列のイスラーム銀行の事実上の本部とした。その後、系列の銀行・金融機関が数行、中東などに設立され、スイスのDMIを中心に大きな国際的イスラーム金融グループが形成された。

1980年代に入るとすぐに、もう一つのイスラーム金融グループが形成された。同じくサウジアラビア人の実業家Ṣāliḥ 'Abd Allāh Kāmil (1940/41年、メッカ生まれ。旧リヤド大学で商学を学ぶ。財務省勤務を経て実業家に)によって設立されたアル・バラカ・グループ(al-Baraka Group)である。Ṣāliḥ Kāmilは、郵便事業を手始めに事業を拡大し、ジュッダを本拠とし商業、建設、金融、不動産、メディアなどの分野で手広くビジネスを行い、サウジ国内でDallat al-Baraka Groupとして知られる一大企業グループを率いている財閥の総帥である。グループの中

核企業はDallat al-Baraka社で、多角的な事業を行ない従業員3万5000名(1995年、同年のサウジアラビアの企業ランクでは従業員数で第1位、収益額で第2位である)を抱えるサウジアラビア最大手企業の一つである。

Şālih Kāmil は、その資金力と金融事業などでの経験を生かし、国外でイスラーム銀行を設立し展開した。⁽²⁴⁾1983年にロンドンに金融機関を設立し、その他にも、バハレーン、エジプト、ヨルダン、レバノン、スーダン、アルジェリア、チュニジア、トルコ、パキスタン、南アフリカなどでal-Barakaの名を冠したイスラーム銀行ないしは金融機関を設立していった。後には、バハレーンに設立した系列機関にグループのイスラーム銀行の統括機能を移し、アル・バラカ系イスラーム銀行・金融機関の中核とした。

DMIグループとアル・バラカ・グループは、大きなイスラーム金融グループに成長し、その後のイスラーム銀行の展開に大きな影響を与えることになる。このように、1970年代半ば以降のイスラーム銀行の成長・展開時期には、サウジアラビアなどの湾岸産油国の人と資金が大きな役割を果たしたのであった。

アラブ諸国以外では、政府の主導権の下で金融システムのイスラーム化が進められた2つの国、パキスタンとイランの事例が重要である。

パキスタンではジヤ・ウルハック政権の下で段階的に金融のイスラーム化が進められた。1979年には政府系の3つの金融機関で無利子金融が試験的に実施され、1981年には国有化されていた国内の5つの商業銀行で、既存の通常型の預金と平行して、PLS(profit and loss sharing)と呼ばれた損益分担方式の預金が導入された。そして1985年には、国内の全ての金融機関では、外貨預金を除き、利付き⁽²⁵⁾の預金の受け入れが禁止された。しかし、全ての金融から金利を排除するにはいたらなかった。1990年代初めには銀行の民営化を含む金融の自由化が始まり、⁽²⁶⁾現在では、イスラーム金融と通常の金融が並存する状態であり、⁽²⁷⁾実際には、多くの銀行は利子に基づく通常型の金融を行なっているとされる。

イランでは、1979年の革命の後、銀行の国有化と再編が行なわれた。その後、政府の手で銀行のイスラーム化が進められたが、1983年には、無利子銀行法(Law for Usury-Free Banking)が制定され、銀行部門のイスラーム銀行化が⁽²⁸⁾決定的になった。だが、イランでの国家によるイスラーム銀行化は必ずしもうまく行かなかったようである。イスラーム銀行化の後では、銀行の金融資産の増加は著しく⁽²⁹⁾落ち込み、また、イスラーム無利子基金と呼ばれる民間の金融機関が、パー

ザール商人などの預金を集めたと⁽³⁰⁾される。最近では、銀行部門で民間の役割を強めようとする動きが出てきている。⁽³¹⁾

東南アジアでもイスラーム銀行が設立されるようになる。⁽³²⁾とりわけ、マハティール政権がイスラーム化政策を進めていたマレーシアでは、1983年にマレーシア・イスラーム銀行(Bank Islam Malaysia Berhad)が設立されるなどイスラーム金融が⁽³³⁾成長し、東南アジアにおけるイスラーム金融の中心となった。⁽³⁴⁾マレーシアでは、2004年には銀行部門の総預金に占めるイスラーム銀行の預金の割合は10.4%になっている。マレーシアに続いて、インドネシア、そしてブルネイで、後にはタイでもイスラーム銀行が設立されている。

イスラーム銀行は世界的に広がり、サハラ以南のアフリカ諸国でもいくつか設立され、欧米でも、イギリスで2004年9月に、金融当局から正式の免許を得たはじめてのイスラーム銀行として、イスラーム教徒を主な対象にした英国イスラーム銀行(Islamic Bank of Britain)がロンドンのアラブ人地区Edgware Roadに開設されている。

イスラーム銀行が拡大してくるなかで、通常型の銀行でイスラーム金融部門を併置する銀行も増えている(2001年頃で⁽³⁵⁾87行)。それらの銀行では、イスラーム金融を取り扱う部門(「イスラームの窓Islamic Window」などと呼ばれる)を持ち、通常型の金融業務とイスラーム金融業務とを同時に行っている。近年は、アメリカのシティバンク(Citibank)やイギリスのバークレイズ銀行(Barclays)などのように、直接あるいは子会社を通し、イスラーム投資信託などのイスラーム金融商品を取り扱う欧米の銀行も出てきている。

世界のイスラーム銀行・イスラーム金融機関の数は、各種報道によれば、1983年には34行であったが、1993年に約100行、預金総額416億ドルになった。1997年には176行、預金総額1126億ドルになり、2003年には267行に、そして2005年には⁽³⁶⁾280行、預金総額は4000億ドルになったとされる。

参考までに、ジェッタに本部を置くInternational Association of Islamic Banksの集計による1997年末の時点での、世界のイスラーム銀行・金融機関(Islamic banks & financial institutions)についての⁽³⁷⁾統計を表-1に示す。特徴としては、銀行・金融機関の数では非アラブ諸国が全体の約3分の2を占め、預金量では中東が大きなシェアを占めている。

(表-1) イスラーム銀行・金融機関の地理的分布と預金量 (単位: 億米ドル)

地域	銀行数	銀行数%	預金量	預金量%
南アジア	51	29	256.6	23
(内パキスタン)	(45)	(26)	(250.8)	(22)
中東	43	24	804.3	71
(内イラン)	(10)	(6)	(536.5)	(48)
(内GCC諸国)	(21)	(12)	(140.9)	(12)
(内バハレーン)	(11)	(6)	(23.4)	(2)
(内サウジアラビア)	(2)	(1)	(67.0)	(6)
北アフリカ	32	18	34.2	3
(内スーダン)	(26)	(15)	(5.0)	(0.4)
(内エジプト)	(4)	(2)	(27.4)	(2)
東南アジア	31	18	18.9	2
(内インドネシア)	(22)	(13)	(4.9)	(0.4)
欧米	9	5	11.4	1
アフリカ(北ア以外)	7	4	0.4	0.03
ロシア・カザフスタン	2	1	0.02	-
オーストラリア	1	-	-	-
合計	176	100%	1125.9	100%

出典: *The Banker*誌、2000年2月号に基づき作成。

5. 既存の体制との矛盾 - サウジのイスラーム銀行問題

イスラーム銀行は1970年代以来、量的・地理的に拡大したが、そのシステム自体は様々な課題を抱えており、また、既存の経済・金融システムとの関係でも問題が生じている。ここでは、イスラーム国家を標榜するサウジアラビアを例にとり、そこでのイスラーム銀行の創設が、既存の経済・金融システムとの関係あるいはイスラーム国家の建前との関係で、どのような問題を生み出したかということについて見てみよう。

1997年には、サウジアラビアにはイスラーム銀行は1行しかなかった。Al-Rajhi Banking and Investment Corporation (Shariqat al-Rājiḥī al-Maṣrifīya lil-Istismār, 通称アル・ラージヒー銀行)である。アル・ラージヒー銀行は、政府から銀行免許を受けて国内に372の支店を持つ(2001年)大手銀行である。The Banker誌(表-1の出典)にはアル・バラカ投資開発会社(Al-Baraka Investment and Development Corporation)も挙げられているが、それは正式な銀行ではなく銀行以外の金融機関として金融業務を行っている。アル・ラージヒー銀行の預金高は1997年には国内の銀行総預金高の10.22%を占めている⁽³⁸⁾。アル・バラカ投資開発会社は不明であるが、規模からみて資金の量は少ないものと推定される。

サウジアラビアではイスラームが経済や社会で大きな影響力を持ち、しかも産油国で所得が高く高額の金融資産を持っている層も多いが、イスラーム銀行の預金額は決して多いとはいえない。隣のクウェートでは、イスラーム銀行のクウェート金融会社(Kuwait Finance House)の預金額は全銀行の総預金額の35%を占めているほどである⁽³⁹⁾。

サウジアラビアの銀行業界においてイスラーム銀行の占める位置が思ったよりも低いこと背景には、政府が、国内ではイスラーム銀行の活動を抑えてきたことがある。

例えば、アル・ラージヒー銀行は事実上イスラーム銀行であるが、政府がイスラーム銀行の制度を認めていないため、制度上は銀行法に基づく通常型のコマーシャル銀行として免許を受け、銀行業務を行なっている。その銀行は両替商から発展し、1988年に銀行として金融当局から承認を受けた。その時に、アル・ラージヒー銀行は、その新しい銀行名にイスラームの文字を入れることを考えたが、銀行名にイスラームの文字を加えることすら、サウジアラビア通貨庁(SAMA, 中央銀行に相当)によって禁止されたとされる⁽⁴⁰⁾。

また、イスラーム銀行の2大グループ、DMI (Dār al-Māl al-Islāmī)グループとアル・バラカ・グループはサウジアラビアから生まれたといっても良いであろうが、両者ともサウジ国内では正式な銀行を設立することができなかった。DMIグループは王族(ファイサル国王の息子Muḥammad b. Faiṣal)によって作られ、アル・バラカ・グループはサウジ最大級の有力財閥に率いられているにもかかわらず許可が下りなかったのである。

Muḥammad b. Faiṣal は政府にイスラーム銀行の免許を申請し、また、グループの中核であるDMIをメッカに設置する許可を求めたものの、拒否されている。結局、DMIグループはスイスを拠点とし、アル・バラカ・グループのイスラーム金融部門はバハレーンを拠点としたように、両グループのイスラーム金融活動は国外に設立した金融会社を中心にして行われているのである。

なぜ、政府はイスラーム銀行を制度として認めず、銀行名にイスラームの名前を使用することすら許さなかったのでしょうか。P. W. Wilsonは、その理由として、サウジアラビア政府の拒否は政治的な理由に基づくものであり、イスラーム銀行の設立を認めれば、国内に存在していた12の銀行(当時の銀行数)が非イスラームであることを意味することになるからである、と説明している。

イスラーム国家を名乗るサウジアラビアにとって、イスラーム国家の建前上から言えば、国内に存在する全ての銀行では利付きの金融があってはならなかったが、国内の銀行では、事実上、利子付の通常型の金融が行われていたのであった。

サウジアラビアの銀行の発展過程では、欧米の銀行が大きな役割を果たし、そのことが銀行の形態に大きな影響を与えた。1928年に、主にインドネシアからの巡礼の為替を取り扱うことを目的としてジェッダにオランダのAlgemene Bank Nederland 銀行の事務所が開設されたのをはじめとし、後には、イギリス、フランス、アメリカなどの銀行が系列の銀行を開設した。それらの外資系銀行は1975年以降、政府によって資本の面でサウジ化されたが、欧米系銀行とともに発展した銀行業の歴史は金融制度の形成に大きな影響を与え、通常型の金融をベースとした仕組みが作られたのであった。サウジアラビアはイスラーム国家を標榜しており、建前上利付きの金融はあってはならなかったため、銀行では利子を手数料など(fee, commission, fa'ida)と呼び替えたりしているが、そこでは、事実上、利子付の金融が行われていたのであった。

こうした、イスラーム国家の建前と現実の矛盾は、銀行制度のみにとどまらず、国家の金融制度全般を覆うものであった。サウジアラビアでは、金融を監督する機関として1952年にサウジアラビア通貨庁(SAMA, Saudi Arabian Monetary Agency, Mu'assat al-Naqd al-Su'ūdiyya)が設立された。SAMAは中央銀行に相当する機関であるが、設立に際しては国王から「銀行」という呼称を用いないように、との指示があり、最終的に通貨庁という名称になったとされる。利付き金融に対しては宗教界などからの批判が強く、金利操作に関係するイメージを避けようとしたものである。SAMAの組織を定めた法律(勅令)には、SAMAは金利を取り扱わないと記されているが、現実には、事実上の利付き金融を行っていた銀行制度を容認し、金利に深くかかわってきたのであった。現代では、銀行がSAMAから借り入れる際の利率(レポレート)を変化させることで、SAMAは、事実上、公定金利を設定している。サウジ・リヤルとドルの為替レートが長期間ベグ(固定)されており、サウジ国内では事実上ドルが流通しているのに等しい状態となっており、レポレートは、アメリカのフェデラル・ファンド(FF)金利に連動して変化(1, 2日の差で同率変化)している。

いずれにせよ、国内でイスラーム銀行設立の動きが出てくる1980年代には、サウジアラビアはイスラーム国家を標榜していたにもかかわらず、その銀行と金融制度はイスラームとは離れたものになっていた。イスラーム銀行の新設を認めると、そのことで既存の金融制度の持つ矛盾が表面化し、宗教界などからの批判を生み、金融制度全体を揺るがす可能性があったのである。結局、政府は1988年にラージヒー銀行を既存の制度の枠内で承認し、事実上、イスラーム銀行として活動することを容認し、問題の表面化を最小限に抑えるかたちで決着させたのであった。しかし、その後は新しくイスラーム銀行が認められることはなかった。新規のイスラーム銀行が認められたのは、WTO(世界貿易機関)への加盟問題を抱え、アメリカなどから金融制度改革の圧力が強まっていた2005年になってからのことである。

すでに述べたように、政府主導の下で銀行のイスラーム化を図ろうとしてきたパキスタンやイランでも、イスラーム銀行は行き詰まりを見せている。サウジアラビアを含めたこれらの事例は、現代社会ではイスラーム国家といえども、利付きの金融抜きには経済が成り立たないことを示している。サウジアラビアで起きたことは、そうした金融の現実とイスラーム国家の建前との矛盾によって生み出

されたものである。世界の金融システムでは利付きの金融が支配的であり、グローバル化が進み経済・金融の面では国際的な結びつきが強まっている。イスラーム金融が果たせる役割には、おのずから限界があろう。ましてや、一国の金融制度を全面的にイスラーム金融に委ねることはきわめて困難であろう。

多くのイスラーム諸国ではイスラーム銀行と通常型の銀行が並存している。ここでは、イスラーム銀行は通常型の銀行システムとはほとんど関係を持たず、通常型の銀行とは別の金融システムとして機能している。イスラーム銀行と通常型の銀行は、銀行を支える理念と金融手法が根本的に異なっており、両者の調和は困難である。イスラーム銀行は、今後も、独自の金融システムとして展開している。

6. 強まる「高利回り」への志向

イスラーム銀行の拡大発展ともなっており、銀行が集めた資金の運用が、短期流動性の処理も含め大きな問題となった。イスラーム銀行は、ムスリムの資金をイスラームの手法で集約・運用しようとする考えに基づき生まれ、資金の供給サイドとの結びつきは強い。一方で、産業界など需要サイドとの結びつきは弱かった。また、伝統的なムダーラバ、ムシャーラカなどの手法での資金運用には大きな限界があった。

そうした弱点を克服するために、現代のイスラーム銀行(金融)では資金運用面を中心に様々な金融手法を用いており、金融工学的な高度な手法も用いられている。その多くは、物品を介在させた金融手法であるムラーバハ金融の原理を発展応用させたものである。もっとも、金融手法は世界一律ではなく細部については国によって相違点もある。

ここで、イスラーム銀行の金融手法の原理について、その主なものを簡単に説明しておこう。イスラーム銀行で用いられている金融手法の原理は、大きくはムダーラバ、ムシャーラカ、ムラーバハ、イジャラなどに区分される。

ムダーラバでは、投資の運用者ムダーリブ(muḍārib)が資金の出し手(rabb al-māl)の出した資金の運用に当たる。銀行がムダーリブの場合は、銀行は、予め預金者(出資者)と利益の分配率について取り決めた後、集めた預金を事業に投資する。一定期間後にその事業が生んだ利益は、銀行が預金者との間で決めてあった金額(取り分)を差し引いた後、預金者に支払われる。このように、利子は存在せ

ず、預金者は投資が生んだ利益を得るのである。利益は分けるが、損失が出たときは預金者の損失になり、銀行に非がある場合は銀行の負担となる。事業が失敗すれば預金者は元本を失うこともある。銀行自身が資金の出し手となり、あるいは銀行が預金者に代わって、企業との間でムダーラバの取り決めをし、その企業が事業に投資することもある。ムダーラバ以外の預金では預金者は当座口座ないしは貯蓄口座に預金するが、ムダーラバでは預金者はムダーラバ用の投資口座に預金する。

ムシャーラカはムダーラバに似ているが、銀行とその顧客(預金者や企業など)が協力して投資の運用に当たり、資金も共同で出資する点で異なる。利益は予め両者の間で決めた率にしたがい分配するが、損失は、出資金額の割合で負担する。事業の展開につれ銀行の出資(所有権)比率が減少しゼロになるものと、変わらないものの2つの形態がある。

イジャラはリースの形態を採る。対象となる物品の用益権を契約に基づき移転するが、物品の所有権は貸し手が保有する。銀行が自らの資金で物を購入し、それを企業や個人にリースし、リース料を受け取る形態を採る金融である。典型的には、航空機、タンカー、各種機械、コンピューターなどの産業・公的機関向けのリースや、自動車やその他の消費財用の消費者ローンなどに用いられる。イジャラでは、リースが終了したときに、所有権が借り手に移るケースと、貸し手が所有権を保有したままの、2つの形態がある。

ムラーバハは、その原理は物品の売買を介在させる金融手法で、イスラーム銀行が物品を購入し、その物品をより高い価格で販売することで利益を得る。マークアップ(markup, 値上げ)と呼ばれることもある。銀行に対する購入代金は、一括して支払われる場合と、分割で支払われる場合がある。物品が買い手に引き渡されるまでは、物品に対する責任(リスク)は銀行が負い、そのことで利益を得ることが合理化される。取引の形態は2つあり、最初に銀行が物品を銀行の資金で購入し、買い手を探し、買い手に利鞘をつけて売却する形態と、はじめに企業・個人など物品の最終購入者から予め(特定の物品の)購入の約束を得た後、銀行が品物を銀行の資金で購入し、買い手に利鞘をつけて売却する形態がある。

このムラーバハの手法は、実際の運用では様々な形に展開応用されて用いられており、注15で20世紀初頭のマスカトの例として紹介したように、事実上、利付きの金融と類似したものとして用いられることがある。売り手、銀行、買い手

が異なるケースよりも、特定の2者間で売買が行われるケースは、結果から見れば、金利が存在するのに近い取引といえよう。このため、ムラーバハは、その利⁽⁴⁹⁾付き金融との類似性ゆえに、イスラーム法学者などから批判されることがある。

このムラーバハ金融、あるいはムラーバハに類似した金融手法が、現実には、イスラーム銀行の資金の運用において大きな割合を占めている。

表-2にマレーシアのムアマラト（ムアマラト）銀行の融資における、金融手法別の融資額を示した。その銀行の融資では、ムダーラバとムシャーラカの額は極めて少ない。バイウ・ビサマン・アージュル (bai' bi thaman aji) は、物品の購入資金を必要としている顧客のための金融で、銀行が自らの資金で購入して顧客に販売し、顧客は分割などで銀行に支払う。住宅・ビルなどの不動産、産業用機械、自動車の購入などに用いられる金融である。イステイスナーウ (istiṣnā') とは、建設事業向けのつなぎ融資などに用いられるもので、予め作られる物の代金と引渡し日時を定めて購入契約を結び、分割払いなどで支払う形態である。どちらも商品を介在させた金融であり、ムラーバハの一形態と見てよいであろう。⁽⁵⁰⁾ いずれにせよ、商品を介在させた金融手法が融資の大部分を占めている。融資以外の運用資産では、証券への投資(2001年合計20億リンギ、2002年合計24億リンギ)、別の金融機関への預け入れ(2001年合計12億リンギ、2002年合計16億リンギ)が大きな金額となっており、融資、証券への投資、別の金融機関への預け入れ⁽⁵¹⁾の3つで、総資産の90%以上を占めている。

(表-2) ムアマラト銀行における金融手法別の融資額 (単位1000リンギ)

金融手法	2001年		2002年	
	融資額	%	融資額	%
バイウ・ビサマン・アージュル	1,193,170	57.0	1,118,291	48.4
イジャーラ	168,539	8.1	166,096	7.2
ムラーバハ	422,473	20.2	515,715	22.3
ムシャーラカ	839	0.04	521	0.02
ムダーラバ	655	0.03	834	0.04
イステイスナーウ	161,202	7.7	356,026	15.4
その他のイスラーム金融	144,924	6.9	154,922	6.7
融資総額	2,091,802	100	2,312,405	100

出典：Annual Report 2002, Bank Muamalat. (ムアマラト銀行年報) より作成

(表-3) ドバイ・イスラーム銀行の資金運用と金融手法別金額(単位100万AED)

金融手法	2002年				2003年			
	運用額	%	収益	収益率	運用額	%	収益	収益率
ムラーバハ	6,022	50.4			6,788	47.5		
国際ムラーバハ	1,074				1,101			
商品ムラーバハ	2,509		227	9.1%	3,076		249	8.1%
車両ムラーバハ	1,609		106	6.6%	1,836		132	7.2%
不動産ムラーバハ	828				775			
イステイスナーウ	2,639	22.1	160	6.1%	2,492	17.5	148	5.9%
イジャーラ	782	6.5	23	2.9%	1,961	13.7	42	2.1%
ムシャーラカ	1,091	9.1	71	6.5%	1,288	9.0	58	4.5%
ムダーラバ	653	5.5	25	3.8%	947	6.6	20	2.1%
(その他計)	(753)	6.3			(804)	5.6		
合計	11,941	100			14,283	100		

出典：Al-taqrīr al-sanawī 2003, Bank Dubay al Islāmī. (ドバイ・イスラーム銀行年報) より作成

表-3はドバイ・イスラーム銀行の資金運用の例である。年報の記載では資金運用を融資と投資に分けているが、下に記したのは両者のなかで占める各金融手法の金額である(運用総額は2002年が119億 ディルハム、2003年143億 ディルハムである)。ドバイ・イスラーム銀行でもムダーラバとムシャーラカの合計は運用資金額全体の十数パーセント程度である。代わって、ムラーバハないしはイステイスナーウの割合が極めて高くなっている。

なぜ、ムラーバハ金融やその類似手法が多く用いられているのであろうか。その理由は、第1に、ムダーラバやムシャーラカ金融の構造と限界性にある。ムダーラバやムシャーラカでは、その収益は、原則的には投資(融資)先の事業の成功失敗により増減するもので、事業が破綻すれば預金者は元本を失うことになり、また、事前に収益の見通しが立てづらい。銀行としては優良な案件しか融資対象とすることができない。リスクの高い案件にムダーラバやムシャーラカで融資しその事業が失敗した場合、イスラーム銀行も大きな打撃を受けることになるからである。しかし、優良な案件には限りがあり融資には限界がある。

第2に、ムラーバハ金融やその類似手法は銀行にとって収益率(利回り)を設定

しやすく、結果的にも収益率が高いことがある(表-3参照)。しかも、多様な形態が用いられ案件が多く、大きな金額を運用できる。イスラーム銀行にとっては運用しやすいため、ムラーバハ金融やその類似手法などで多くの資金が運用されることとなる。

イスラーム銀行が発展し多くの資金を集めたため多額の資金を運用する必要があり、また顧客に対し「高利回り」を提供する必要からも、イスラーム銀行は資金運用においてムラーバハ金融やその類似手法に大幅に依存している。

資金運用では「高利回り」が重視されているが、「高利回り」は預金者の預金行動においても重要な意味を持っている。

表-4で、1980年代のパキスタンにおけるイスラーム銀行の預金(PLS預金=損益分担型預金)の収益率と、通常の銀行の利率(金利)を比較したが、イスラーム銀行の収益率の方が高くなっていることが見て取れよう。

(表-4) 通常型金融の利率とPLS預金の収益率-パキスタン(単位:%)

	普通預金		1年定期	
	通常型金融	PLS預金	通常型金融	PLS預金
1981年 6月	7.6	8.6	10.4	12.2
12月	7.6	8.7	10.2	12.5
1982年 6月	7.6	8.6	10.3	12.0
12月	7.6	8.2	10.6	11.5
1983年 6月	7.6	8.3	10.5	11.6
12月	7.6	7.7	10.5	10.8
1984年 6月	7.6	7.5	10.5	10.5
12月	7.6	8.0	10.5	11.2
1985年 6月	7.5	8.3	10.5	11.1

出典: Zubair Iqbal and Abbas Mirakhor, *Islamic Banking*, IMF, p.18.

このように、イスラーム銀行は、一般的に預金者に比較的高い収益率を提供してきた。その比較的高い収益率を目当てにして預金者が増え、イスラーム銀行は拡大を続けてきたのであった。イスラーム銀行の拡大には、世界的なイスラームの影響力の強まりが大きな影響を与えたことは間違いなさであろうが、2004年9月に実施したインタビュー調査などでは、なによりも、イスラーム銀行の預金

の収益率が、通常の銀行の利率よりも高いことが最大の理由であると指摘されることも多かった。

高い収益率が多くの顧客を引きつけていることは、マレーシアの事例によく示されている。1995年にマレーシア・イスラーム銀行の顧客の60%は非ムスリムであったとされる⁽⁵²⁾。また、2004年には、マレーシアでのイスラーム金融商品の利用者の70%は非ムスリムであるとされている⁽⁵³⁾。2004年の現地調査では、ある銀行で、イスラーム銀行の利用者の40%は非ムスリムであるとの説明を受けた。マレーシアでは国民の40%が非ムスリムである。それらの数値は、中国系などの多くの非ムスリムがイスラーム銀行を利用している実態を示している。非ムスリムの利用の背景には、当然、その比較的高い収益率がある。

イスラーム銀行はムラーバハなどでの融資や証券への投資を通じ、良好な収益を上げてきた。証券への投資がおおむね好調であったこともイスラーム銀行の収益を押し上げてきた。そうしたイスラーム銀行の好調な収益を評価し、投資家の間ではイスラーム銀行の株への人気が高い。1990年代末に、アブダビ・イスラーム銀行(Maşrif Abū Zābī al-Islāmī, Abu Dhabi Islamic Bank)やドバイ・イスラーム銀行が増資をし新株の募集を行ったとき、多くの投資家が両銀行の株の購入に殺到したことがあった。2005年には、サウジアラビアでイスラーム銀行としてアル・ビラード銀行(注48参照)が設立され、株のIPO(新規公開)が行われた⁽⁵⁴⁾。そのIPOに際しサウジ人総人口の約半分に当たる830万人が応募した。子供の名前を借りて応募した投資家もいたとされる。原油高で国内の経済が好調なことがあるが、アル・ビラード銀行がイスラーム銀行として高い収益を上げ、株価が値上りするだろうとの期待があったのである。

イスラーム銀行の顧客にはその理念に共感し預金している者たちがいる一方で、こうしたイスラーム銀行をめぐるマネーゲーム的な過熱現象が起きているのも現実である。銀行を維持発展させていくためには高利回りを確保していくことが不可欠である。しかし、高利回りへの志向は、イスラーム銀行をその理念から離れてさせていく危うさも秘めている。

7. 終わりに

イスラーム金融は、現代では銀行にとどまらず幅広い分野に拡大し、株式投資、保険事業、各種債券など様々な分野でイスラームの名前を冠した金融・投資活動

がおこなわれている。株式投資や投資信託では、イスラーム・インデックスやイスラーム・ポートフォリオなどといったイスラームに沿った投資形態の利用が増えている。イスラーム金融の考えに基づいた不動産金融機関の設立も相次いでいる。保険の分野ではイスラームの教えに反しない(ガラルを避けた)生命保険が考案されるようになった。スクーク(sukūk)とよばれる各種のイスラーム債券を取り扱う市場も急速に拡大してきている。スクークはイスラーム銀行の短期流動性の処理にも用いられるようになり、コール市場を利用することができなかったイスラーム銀行に大きな利益をもたらすなど、イスラーム金融の拡大はイスラーム銀行の成長にも寄与している。さらに、イスラーム・ヘッジファンドやイスラームの手形割引などが行なわれ、近年のイスラーム金融の手法の発展には目を見張るものがある。

かつて、イスラーム銀行を規制したサウジアラビアでも、各種イスラーム投資信託が設定されるなど多様なイスラーム金融商品が国民に提供され、国民の人気を集めている。

イスラーム金融の今後の展開を考えると、株や債券などへの投資が注目される。イスラーム金融は構造的に投資活動と親和性をもっており、運用面での株や債券などへの投資は今後も拡大していこう。しかし、一方で、株や債券などの金融マーケットへの依存の高まりは、イスラーム金融のリスク要因となっている。

イスラーム金融は大きな可能性を秘めつつ拡大しつつあるが、イスラーム金融が確立し安定するまでには、実体経済の変動のなかでいくつもの試練を経る必要があろう。

註

- (1) 新しい銀行名は Maṣrif al-Shāriqa al-Islāmī, Sharjah Islamic Bankである。2000, 01, 02, 03年の同銀行の営業利益は60, 71, 72, 86で、預金総額は1153, 1105, 1583, 1858(いずれも100万AED)で転換後の業績は順調である。Annual Report 2003, National Bank of Sharjah, p.21.
- (2) クアラルンプールでは Bank Islam Malaysia Berhad, Bank Muamalat, Bank Simpanan Nasional, ドバイでは Dubai Islamic Bank, Emirates Islamic Bankで調査をした。
- (3) Nabil A. Saleh, *Unlawful Gain and Legitimate Profit in Islamic Law*, Graham & Trotman, London, 1986. Ahmed Al-Swaidi, *Finance of International Trade in the Gulf*, Graham & Trotman, London, 1994. Nicholas Dylan Ray, *Arab Islamic Banking and the*

Renewal of Islamic Law, Graham & Trotman, London, 1995. その他の出版社から刊行されたものとしては, Safeer Reza Naqvi, *History of Banking and Islamic Law*, Hayat Academy, Karachi, 1993. Munawar Iqbal and Philip Molyneux, *Thirty Years of Islamic Banking, History, Performance and Prospects*, Palgrave Macmillan, Hampshire and New York, 2005.などがある。

- (4) Simon Archer and Rifaat Ahmad Abdel Karim, *Islamic finance, Innovation and Growth*, Euromoney Books and AAOIFI, London, 2002. や Bahrain Monetary Agency, *Islamic Banking & Finance in the Kingdom of Bahrain*, BMA, Bahrain, 2002.など。
- (5) Zubair Iqbal and Abbas Mirakhor, *Islamic Banking*, International Monetary Fund, Washington D.C., 1987.
- (6) Abdul Samad bin Haji Alias, Nik Rahmat Kamarulzaman, Renuka Bhupalan, *Guide to Islamic Banking in Malaysia: An Overview*, Institut Bank-Bank Malaysia, Kuala Lumpur, 1993. Mohamed Arif ed., *Islamic Banking in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 1998.
- (7) Faud Al-Omar and Mohammed Abdel-Haq, *Islamic Banking, Theory, Practice & Challenges*, Oxford University Press, Karachi, 1996. Nicholas Dylan Ray, *op.cit.*
- (8) S.A. Meenai, *The Islamic Development Bank, A case study of Islamic co-operation*, Kegan Paul International, London and New York, 1989.
- (9) 山中一郎「イスラーム金融の理念と実態—パキスタンのケース—」『アジア経済』第29巻第11号, 1988年。桑原尚子「金融制度へのイスラーム法の導入—バンク・イスラーム・マレーシアを事例として—」『アジア経済』第39巻第5号, 1998年。
- (10) 黒田壽朗・岩井聡訳, ムハンマド・バーキルッ=サドル『無利子銀行論』, 国際大学中東研究所, 1988年。中東協力センター「イスラミック・バンキングの現状と将来」, 中東協力センター, 1988年, などがある。
- (11) S. Nazim Ali, Naseem N. Ali, *Information Sources on Islamic Banking and Economics 1980-1990*, Kegan Paul International, London and New York, 1994. の中では, イスラーム銀行やイスラーム経済に関する論文や文献の詳細なリストと, データベースなどについての情報が紹介されている。
- (12) 井筒俊彦訳「コーラン」岩波文庫, 岩波書店, 1957年, 上巻, 68項。フリーゲル版では第2章276節にあたる。その他に利息に言及している章は, 第2章276節, 第2章278節, 第2章279節, 第3章130節, 第4章161節, 第30章39節である。
- (13) イスラーム法におけるリバー(ribā)の概念は今日の利子(金利)の概念とは異なり, 広く金銭と物品の取引に適用される。しかも, 初期イスラーム時代の通貨や経済の状態を反映し, また法学派により解釈が異なるなどのため, リバーの定義は複雑である。厳密には日本語の利子(金利)とリバーの示すものは少々異なり同値関係にはないが, 通例は, ほぼ同義に用いられることが多い。また, リバーを高利と解釈し, 低利はリバーに当たらないとする解釈もある。現代のイスラーム銀行は「多少にかかわらず, 金銭であるか物品であるかにかかわらず, すべての形態のリバーは禁止されている。利子(金利)はリバーに当たる」との立場を採り, それに基づき自らの金融業務を行っている。なお, 利子・リバーについては, 『イスラーム辞典』岩波書店の「利子」「リバー」の項, 『新イスラーム事典』平凡社の「利子」の

- 項, また, *Encyclopaedia of Islam, New edition*, "Ribā"を参照されたい。
- (14) 利子の禁止では, メディナで高利貸しを行っていたユダヤ人の存在が大きな意味を持っていたとする説明もあるが, ユダヤ人の役割を重視しない見解もある。*Encyclopaedia of Islam, New edition*, "Ribā". 藤本勝次責任編集「コーラン」中央公論社, 昭和54年, 91項。Nabil A. Saleh, *op. cit.*, p.2, p.14.
- (15) イギリスの外交文書には, 1918年頃のマスカトでオマーンのスルターンがムラーバハ形態の金融を用い資金を借りていたことが記されている。具体的には, 米を使い, まず米1袋当たり単価10ドルで購入し, その代金を税関の付けとし, 次にそれをインド人に1袋当たり単価7.5ドルで売却し, その売却で現金を得たことが記されている。つまり, その取引でスルターンは単価当たり7.5ドルの現金を得るために, 単価当たり10ドルの借金を負ったことになる。この金融形態は現在ムラーバハと呼ばれているものと同じである。Foreign Office Records, FO371/3241, *Memorandum on the situation at Muscat, 24th July 1918*.
- (16) A.E. Crouchley, *The Investment of Foreign Capital in Egyptian Companies and Public Debt*, Government Press Bulaq, Cairo, 1936, pp.91-92. M.A. Zaki Badawi, *The Reformers of Egypt*, Croom Helm, London, 1976, p.83.
- (17) Munawar Iqbal and Philip Molyneux, *op. cit.*, p.37. Mohamed Arif ed. *op. cit.*, p.68.
- (18) 山中一郎, 前掲論文, 6項。
- (19) Mohamed Arif ed., *op. cit.*, p.69.
- (20) Munawar Iqbal and Philip Molyneux, *op. cit.*, p.37.
- (21) 1975年3月12日付けのドバイ首長令で公的株式会社(Public Joint Stock Company, shariqat musāhama 'āma)として設立された。毎年株主総会を開き, 配当を出し, その株は株式市場で取引されている。
- (22) Bank Dubai al-Islāmī, *al-taqrīr al-sanawī 2004*.
- (23) Peter W. Wilson, *A Question of Interest, The Paralysis of Saudi Banking*, Westview Press, San Francisco and Oxford, pp.179-181.
- (24) al-Barakaグループは, イギリスでの銀行業の免許についてイングランド銀行と合意できず, 1993年に免許の取得を断念した。*MEED*, Jan. 23, 1999.
- (25) 山中一郎, 前掲論文, 6-22項。Faud Al-Omar and Mohammed Abdel-Haq, *op. cit.*, pp.96-103. Munawar Iqbal and Philip Molyneux, *op. cit.*, pp.39-41.
- (26) Munawar Iqbal and Philip Molyneux, *op. cit.*, pp.39-41. EIU, *Country Profile Pakistan*, Feb 4, 1997(電子版)。EIU (The Economist Intelligence Unit)の各国情報(*Country Profile, Country Report*)は同じものがハード・コピー版とインターネット版(会員制)の両方あり, どちらも「アジア経済研究所図書館」で閲覧可能。
- (27) *Gulf Daily News*, Jun. 25, 2002(internet, 新聞のインターネット版)。
- (28) Zubair Iqbal and Abbas Mirakhor, *op. cit.*, pp.9-14. Jahangir Amuzegar, *Iranian Economy under the Islamic Republic*, I.B.Tauris, London and New York, 1993, pp.105-124.
- (29) EIU, *Country Profile Iran 1996/1997*, Nov. 1, 1996(電子版)。
- (30) Jahangir Amuzegar, *op. cit.*, pp.110-111.
- (31) EIU, *Country Profile Iran 2004/2005*, Jul. 1, 2004(電子版)。

- (32) 桑原尚子, 前掲論文, 59-60項。Mohamed Arif ed., *op. cit.*, pp.67-102. 鳥居高「マレーシアにおけるイスラーム経済制度の展開」, 青木保など編集「アジア新世紀5市場-トランスナショナル化する情報と経済」, 岩波書店, 2003年, 87-98項。
- (33) *Arab News*, Aug. 9, 2004(internet)。
- (34) Faud Al-Omar and Mohammed Abdel-Haq, *op. cit.*, p.87. Mohamed Arif ed., *op. cit.*, pp.137-171. *The Nation*, Jul. 26, 2004.
- (35) Simon Archer and Rifaat Ahmad Abdel Karim, *op. cit.*, pp.209-210. 内, マレーシアが43行を占めている。
- (36) 報道での数値では, イスラーム銀行単独の数と, 銀行以外のイスラーム金融機関が含まれるケースがあるが, 厳密に区別していないケースも多いため, ここではイスラーム銀行・イスラーム金融機関として記し, 参考数値として示す。なお, 2002年に刊行されたSimon Archer and Rifaat Ahmad Abdel karim, *op. cit.*, pp. 205-210. のAppendixでは, 国ごとにイスラーム銀行・金融機関の名前が記されているが(全体で260行・機関), そのなかにはイスラーム投資会社やイスラーム保険会社なども含まれている。
- (37) *The Banker*, Feb. 2000, pp.58-62. Banker誌では預金量の記載のない銀行があり, 無記載は0として計算した。サウジの場合はラジヒー銀行のみ預金量が記載されている。
- (38) *MEED*, May. 8, 1998. 全銀行11行の預金総額691億ドル, 内ラジヒー銀行の預金高は71億ドルである。
- (39) *MEED*, Oct. 6, 1998.
- (40) Peter W. Wilson, *op. cit.*, p.74.
- (41) Peter W. Wilson, *op. cit.*, p.181.
- (42) *Gulf Daily News*, Sep. 16, 2000(internet)。
- (43) *Arab News*, May. 20, 2003(internet). 後に, 2つのグループは国内で銀行とは別の形で金融業を始め, 通貨庁もその活動を黙認したとされる。Peter W. Wilson, *op. cit.*, p.181.
- (44) Peter W. Wilson, *op. cit.*, p.101. なお, サウジアラビアにおける規制のため, バハレーンには多数のイスラーム銀行が集まり, サウジアラビア人を主な顧客として業務を行っている。
- (45) Ragaei El Mallakh, *Saudi Arabia, Rush to Development*, Croom Helm, London, 1982, p.301. Saudi Arabian Monetary Agency, *A Collection of the Monetary and Banking Laws and Regulations*, Riyadh, SAMA Head Office, 1982, p.7.
- (46) Rodney Wilson, *Economic Development in Saudi Arabia*, RoutledgeCurzon, London, 2004, p.59.
- (47) Saudi Arabian Monetary Agency, *op. cit.*, p.7.
- (48) 政府は2005年4月に新規にAl-Bilad銀行の設立を許可した。Al-Bilad銀行は8つの両替商が合併し設立されたものであり, 新聞報道などではイスラーム銀行であるとされる。その銀行の詳細はまだ不明であるが, 株式会社として設立されサウジ銀行会計規則の下で操業するとされており, 通常型のコマーシャル銀行として免許を受けたものと推測される。Saudi Press Agency, April 18, 2005, *Establishment of Al-Bilad*

Bank.

- ④⑨ 例えば, Ahmed Al-Swaidi, *op. cit.*, p.89. など。
- ⑤⑩ Bahrain Monetary Agency, *op. cit.*, p.31. Bank Islam Malaysiaのパンフレット, *Commercial Financing*.
- ⑤⑪ *Annual Report 2002*, Bank Muamalat. P.89.
- ⑤⑫ 烏居高, 前掲書, 96項。
- ⑤⑬ Islamic Retail Finance 2004 Seminar, 22-23 Nov. London のホームページ (<http://www.islamicretailfinance.com/>) より(2006年1月28日閲覧)。マレーシアでは通常型の銀行でイスラーム金融商品を取り扱っているところが多い(43行)ことも背景にあらう。
- ⑤⑭ Reuters News, 30 April 2005, *Saudi AlBilad shares soar on debut*. Reuters News, 9 March 2005, *Half of Saudi population seeks shares in new bank*.

(日本貿易振興機構アジア経済研究所上席主任研究員)